

副本

令和6年（行ウ）第31号、同第87号、同第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 シェルトン ほか2名

被告 国 ほか2名

答 弁 書

令和6年4月8日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告国指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所：別紙のとおり）

部	付	山 寄	仁
部	付	鬼 頭 忠	広
訟 務 官		山 城 道	子
訟 務 官		針 生	淳

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁生活安全局生活安全企画課地域警察指導室

課 長 楠 佐	昌久保	毅
係 長	砂 田 恭	希

警察庁長官官房人事課

課 長 楠 佐
係 長
係 長

天 野 豪
栗 野 将 彰
秋 山 真 吾

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第6項の訴えを却下する
- 2 原告らの被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する
- 3 原告らと被告国との間に生じた訴訟費用は、原告らの負担とする
- 4 仮の執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由

原告らは、請求の趣旨第6項において、被告国の行政機関である警察庁が、警察法16条2項に基づき、都道府県警察に関し、要旨、人種等のみに基づいて警察官職務執行法2条1項の職務質問を行うことのないよう指揮監督する義務を有することの確認を求めている。

しかしながら、警察法16条2項による指揮監督は、国の行政機関である警察庁長官が、警察庁の所掌事務（警察法17条、5条4項各号）に関し、地方公共団体の機関である都道府県警察（同法36条1項）に対して行使するものとされており、同法16条2項による指揮監督に係る紛争は、原告らと被告国との間の具体的な権利義務ないし法律関係に関するものとはいえないから、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しない。また、このような警察法16条2項による指揮監督に係る義務を対象とする確認の訴えが、何らかの原告らの具体的な権利救済に資するものとも認め難く、請求の趣旨第6項に係る確認の訴えについては、訴えの利益が認められない。

以上のとおり、請求の趣旨第6項に係る確認の訴えは、いずれにしても訴訟要件を満たさない不適法なものであり、却下を免れない。なお、この点につい

ては、追って提出する準備書面において、具体的に主張する予定である。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1 原告ら」について

ア 「(1) 原告シェルトン」ないし「(3) 原告星恵土ゼンヌルアベディン」について

不知。

なお、訴状別紙の当事者目録においては、原告として「
」との記載があるが、訴状本文部分においては「原告」
」と表記されている。

イ 「(4) 本訴訟における呼称」について

認否の限りでないが、原告らの希望する呼称を用いることに異論はない。

(2) 「2 被告ら」について

ア 「(1) 被告国」について

警察法16条2項が「警察庁長官（中略）は、（中略）警察庁の所掌事務について、都道府県警を指揮監督する。」と規定していること、同法22条が、生活安全局の所掌事務について、警察庁の所掌事務のうち、「犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること」（同条1号）や「地域警察その他の警らに関すること」（同条2号）を挙げていること、同法23条の2が、交通局の所掌事務について、警察庁の所掌事務のうち、「交通警察に関する事務」を挙げていることは認める。

イ 「(2) 被告東京都」及び「(3) 被告愛知県」について

認否の限りでない。

2 「第2 原告らが受けてきた職務質問」について

原告らが受けたとされる職務質問につき、その日時・場所、態様等が具体的に特定されているとはいえないところ、今後、原告らからの具体的な主張等を待って認否することとし、現時点における認否は留保する。

3 「第3 レイシャル・プロファイリングに基づく職務質問の運用」について

(1) 柱書き（「上記のような」から始まる段落）について

原告らが「本件運用」と称する運用、すなわち、都道府県の警察において人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて職務質問を行うという組織的な運用が存在することは否認する。

(2) 「1 レイシャル・プロファイリングとは何か」について

認否の限りでない。

なお、我が国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に平成7年12月15日に加入しているが、批准はしていない。

(3) 「2 本件運用の存在は、実態調査の結果や文書等から裏付けられる」について

原告らが「本件運用」と称する運用が存在することは否認する。

4 「第4 本件運用は違憲・違法である」について

原告らが「本件運用」と称する運用が存在することは否認し、当該運用の存在を前提とするその余は、争う。

5 「第5 原告らの国家賠償請求が認められること」について

(1) 柱書き（「国又は公共団体の」から始まる段落）について
争う。

(2) 「1 公務員による職務として行われたこと」について
前記2のとおり。

(3) 「2 違法性」について

ア 柱書き（「原告らに対する」から始まる段落）及び「(1) 各職務質問自

体の違法性」について

原告らが受けたとされる個別の職務質問については前記2のとおり。被告国が相被告東京都及び同愛知県に対し、違法な運用に基づく職務質問をしないよう指導監督する義務を怠った結果、原告らに対するものを含めた違法な職務質問が行われているとの被告国に係る主張は争う。

イ 「(2) 原告らに対する職務質問は違憲・違法な運用に基づくものである」及び「(3) 被告国の違法性」について

原告らが「本件運用」と称する運用が存在することは否認し、その余は争う。

(4) 「3 故意・過失」について**ア 「(1) 被告東京都・被告愛知県」について**

認否の限りでない。

イ 「(2) 被告国」について

争う。

6 「第6 原告らの損害」について

原告らが受けたとされる個別の職務質問については前記2のとおり。その余は争う。

7 「第7 違法確認請求が認められること」について

認否の限りでない。

8 「第8 指揮監督義務の確認請求が認められること」について

原告シェルトンが神奈川県に居住していること、原告らが東京都や愛知県以外で活動し、移動することが日常的にあることは不知。

原告らが「本件運用」と称する運用が都道府県の警察で行われていることは否認し、その余は、原告らが提起した警察法16条2項による指揮監督義務の確認請求の訴えが適法であることを含めて争う。

9 「第9 管轄」について

本件の管轄が東京地方裁判所にあることは争わない。

10 「第10 結語」について

認否の限りでない。

第4 被告国の主張

追って主張する。

以上